

参考資料

1 やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会等

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 上流の森林から、中流域の農地、市街地(居住地)、下流域の干潟や海に至るまでの流域全体を捉えて、住民、事業者、行政が連携しながら、樫野川をモデルに、地域の実情に応じた特色のある流域環境の創造を行うために、やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 「豊かな流域づくり推進計画」の策定に関すること
- (2) 「豊かな流域づくり推進計画」の進行管理に関すること
- (3) その他豊かな流域づくり推進に必要な事項に関すること

(組織及び任期)

第3条 委員会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(小委員会)

第6条 必要に応じて、委員会に小委員会を置く。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、環境生活部環境政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月5日から施行する。

(経過措置)

会議が発足する平成14年度に就任した委員の任期は、第3条第2項の規定に係わらず、平成17年3月31日までとする。

(2) 委員会名簿

委員名等	推進委員会	計画策定 小委員会	地域通貨等循環促 進小委員会
中西 弘 山口大学名誉教授	会 長		
浮田 正夫 山口大学工学部教授	委員	委員長	
遠藤 克彦 山口大学理学部教授	委員		
鬼頭 鈞 水産大学校教授	委員		
坂本 紘二 下関市立大学教授	副会長		委員長
羽田野 袈裟義 山口大学工学部教授	委員		
藤井 大司郎 山口大学経済学部教授	委員		
陳 禮俊 山口大学経済学部助教授		委員	
深田 三夫 山口大学農学部助教授		委員	
榊原 弘之 山口大学工学部講師		委員	
竹下 直彦 水産大学校講師		委員	
松井 範惇 山口大学経済学部教授			委員
鍋山 祥子 山口大学経済学部講師			委員
宇佐美 晃一 山口大学農学部助教授			委員
J A 山口中央 J A 小郡町	門出 進 常務	末永 昌己 理事	中村 丈二 JA小郡町 経済課係長
山口中央森林組合	吉光 繁明 参事	吉光 繁明 参事	阿部 靖彦 技師
山口漁業協同組合	岩本 和美 組合長	岩本 和美 組合長	若月 英雄 専務
榎野川漁業協同組合	太田 政孝 参事	太田 政孝 参事	田中 実 生産販売部 主任
山口商工会議所	富田 信行 専務理事		平松 桂子 湯田商工振興会 理事
生活協同組合コープやまぐち	若崎 智子 理事		田近 辰三 組合員活動部 チーフマネージャー
榎野川の源流を守る会	山本 繁正 副会長		
山口市の環境を守る会	岡本 正 会長		
山口市消費生活研究会	吉富 崇子 会長		
やまぐち県民ネット21	安達 智 代表理事	船崎 美智子 世話人	山本 恭子
山口市	松原 政治 環境部長	藤井 和彦 環境保全課長	尾中 孝 環境保全課 主任主事
小郡町	篠原 宣行 助役	箕島 茂 環境衛生課長	秋本 龍夫 経済課 商工観光係長
秋穂町	緒方 甫 助役	安光 忠彦 町民課長	米富 竜太 農林水産課主事
阿知須町	岡村 久寿男 助役	兼重 隆文 生活環境課長	村長 正悟 産業振興課 商工水産係長

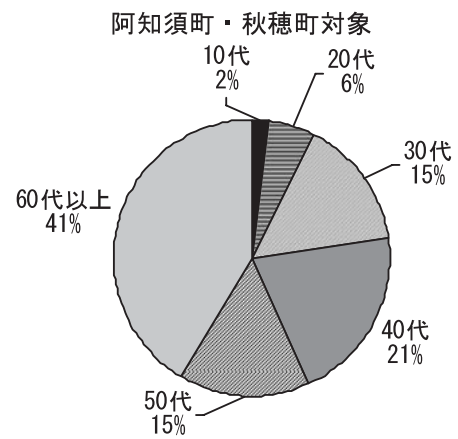
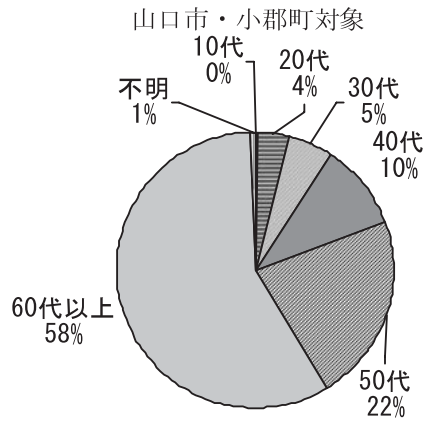
2 アンケート結果等の概要

(1) 各種アンケート等の実施概要

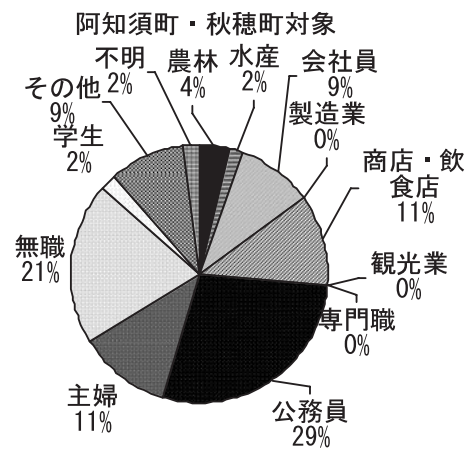
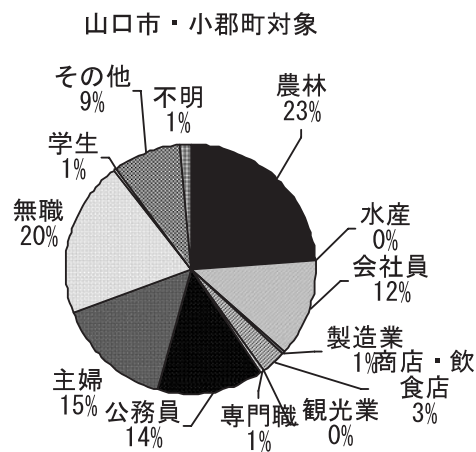
種類	対象及び調査数	実施期間	実施方法	回収率
住民アンケート	山口市民 15 地区×50 名 小郡町民 3 地区×50 名 秋穂町民 2 地区×25 名 阿知須町民 2 地区×25 名 計 1,000 名	平成 14 年 9 月	川との距離的な関係を考慮し、「榎野川（山口市・小郡町）版」と「山口湾（阿知須町・秋穂町）版」の 2 種類を作成。 主な支流ごとに自治会単位で対象者を抽出。自治会を通じて対象者に配布し、記入後県へ郵送。	「榎野川（山口市・小郡町）版」： 41% (369/900) 「山口湾（阿知須町・秋穂町）版」： 53% (53/100) 計 42.2%
事業者アンケート	110 事業者	平成 14 年 10 月	水質汚濁防止法特定事業場および人が集まる大型店舗、公共関連施設など、規模の大きい排水処理施設の設置事業所や関係業種において代表的な事業者を抽出。 郵送法。	52.7% (58/110)
小学生アンケート	山口市 10 校、小郡町 1 校 秋穂町 1 校 阿知須町 1 校 計 13 の小学校 5 年生 (計 506 名)	平成 14 年 9 月	榎野川や山口湾に近接する小学校 13 校の 5 年生を対象に、各小学校において、実施クラス（原則 1 校 1 クラス）を選定し、授業の中で実施。	100%
関係団体・NPO ヒアリング・アンケート	19 団体	平成 14 年 10 月	NPO、消費者団体、関係事業者団体及び榎野川を主な活動フィールドとする活動団体から代表的な団体を抽出。 郵送法。	57.9% (11/19)

(2) 住民アンケート結果の概要

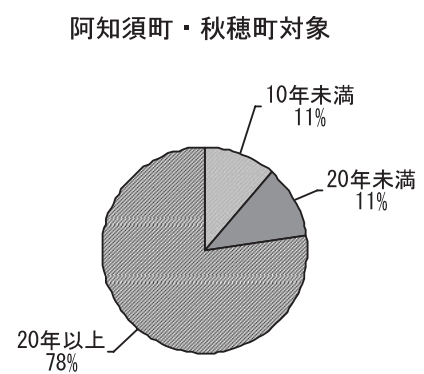
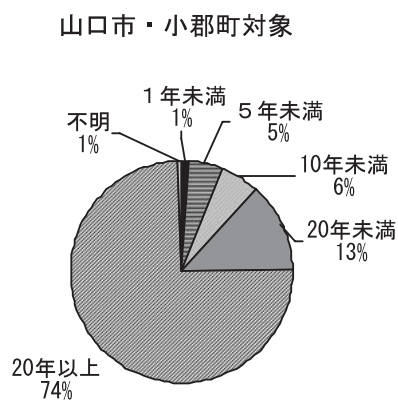
① 回答者の年齢構成



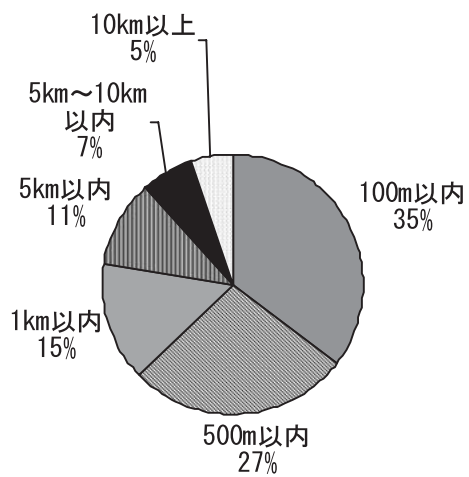
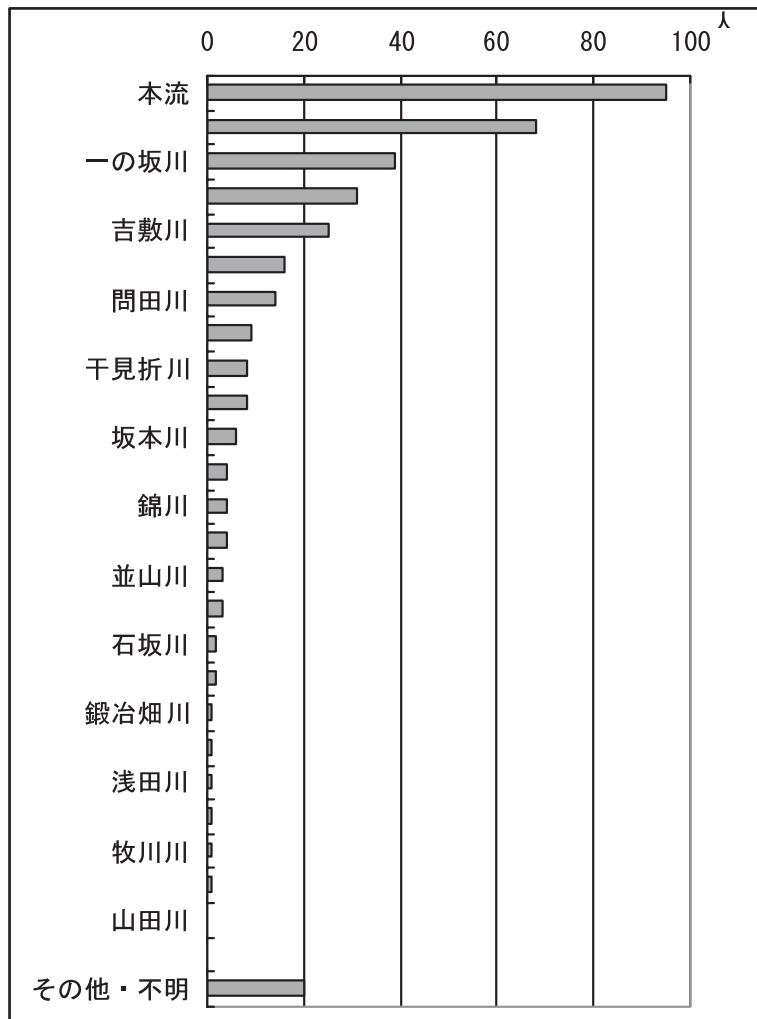
② 回答者の職業



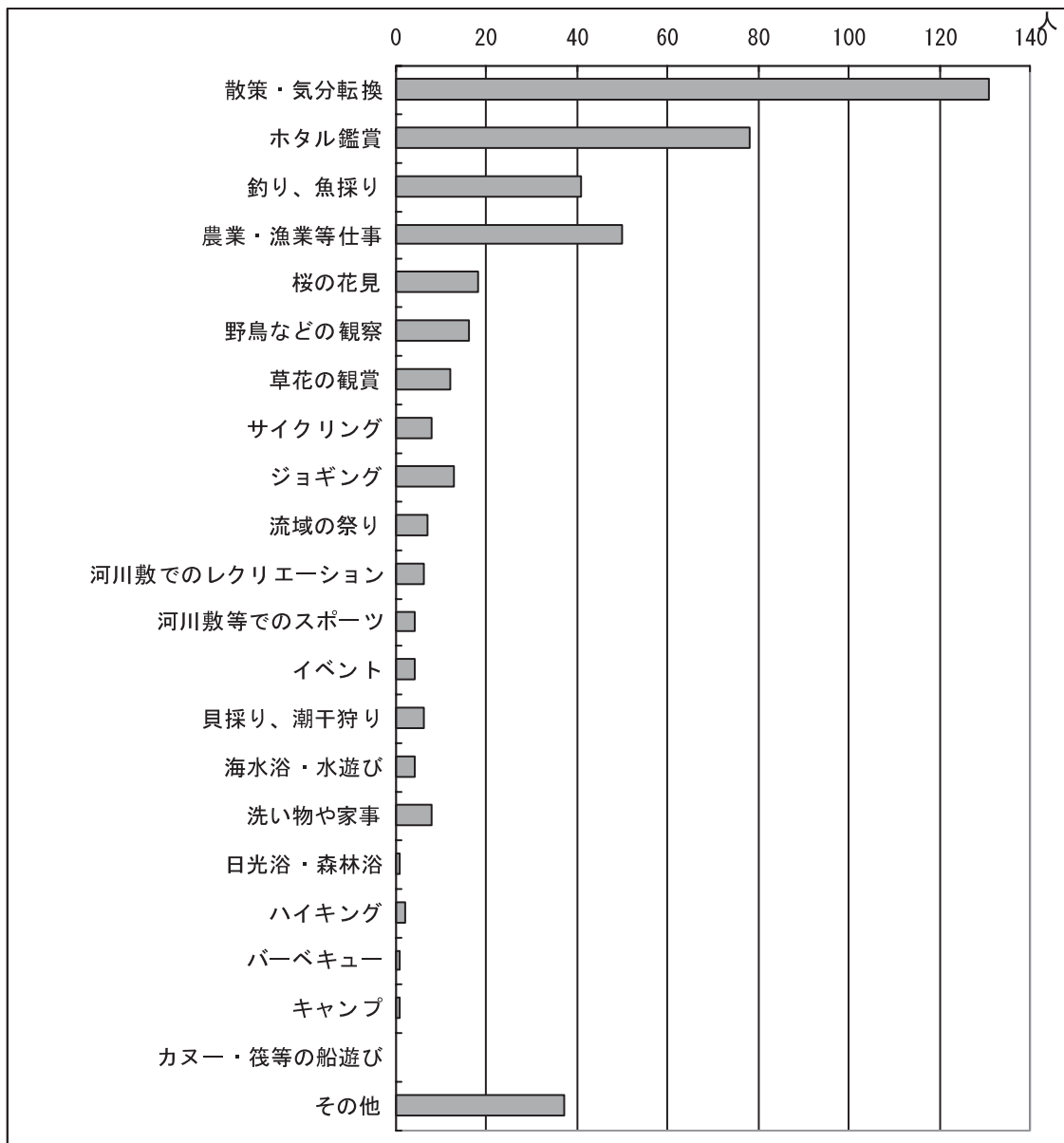
③ 回答者の居住年数



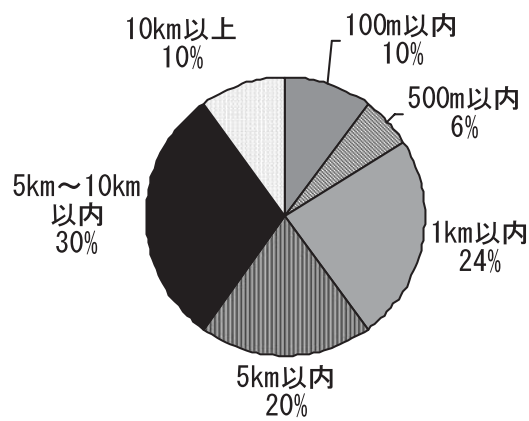
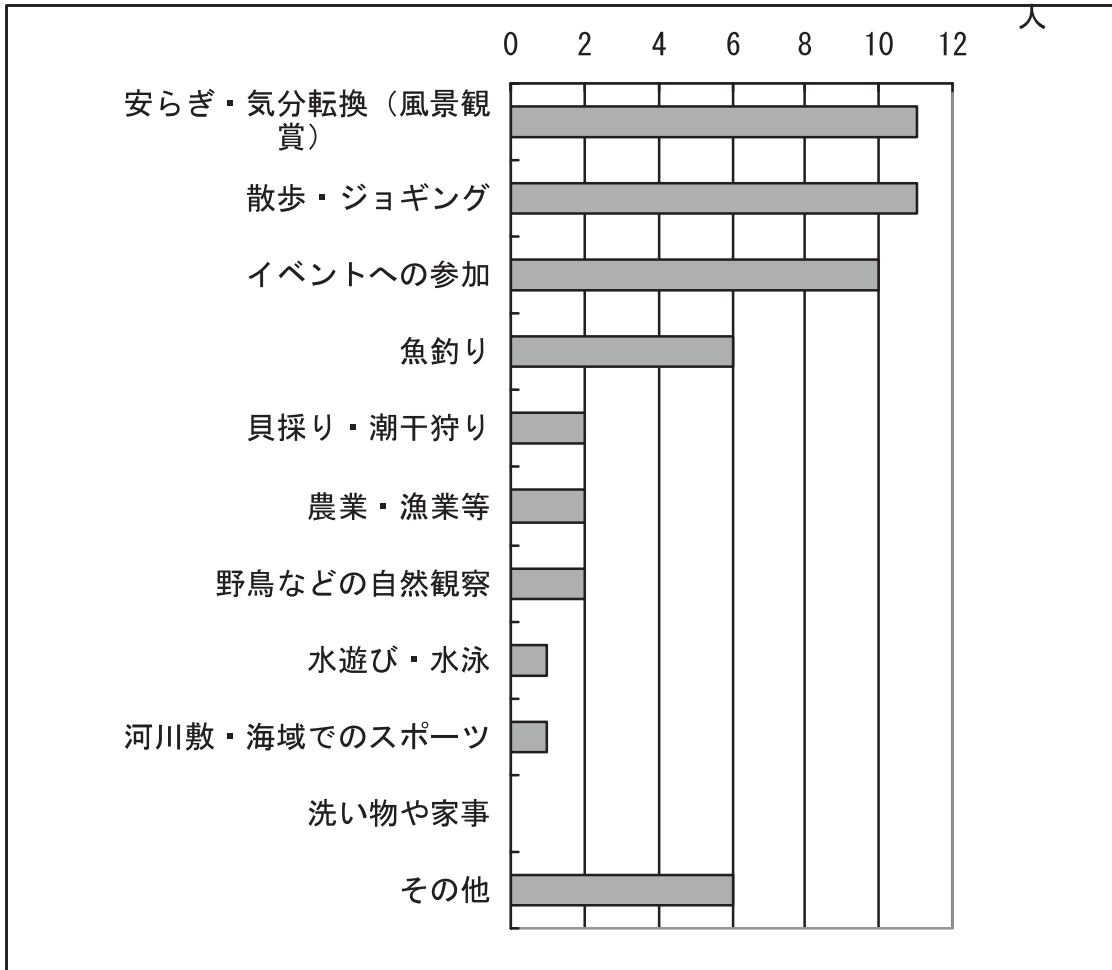
④ 最もよく訪れる川と家からの距離（山口市・小郡町のみ）



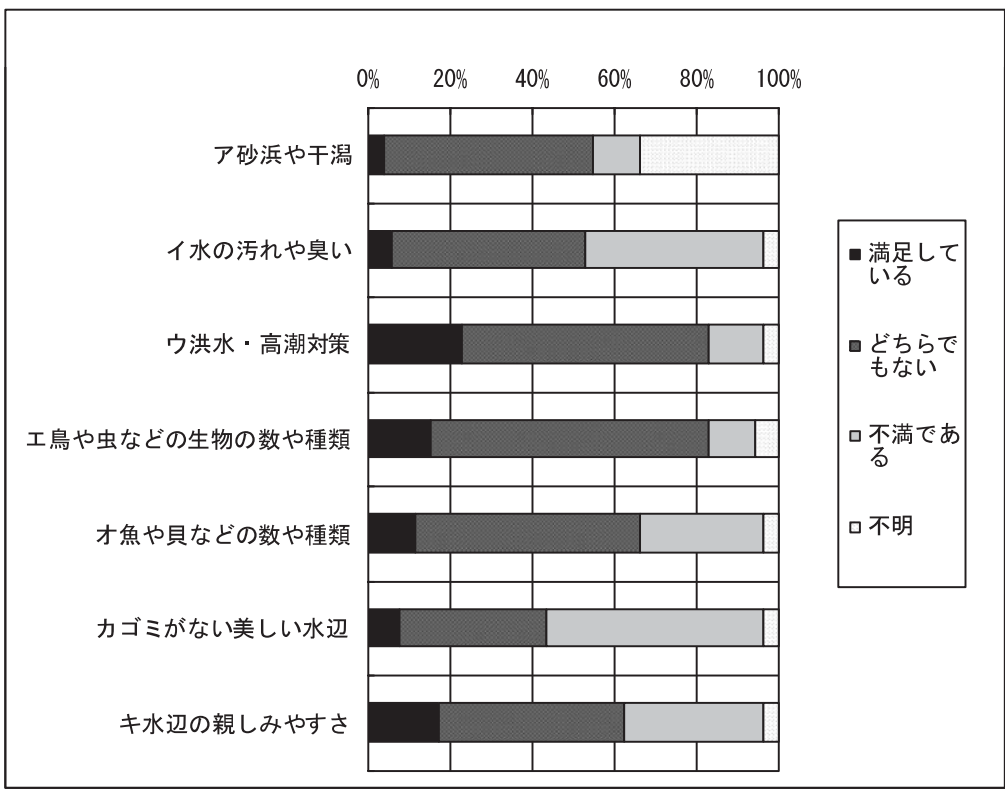
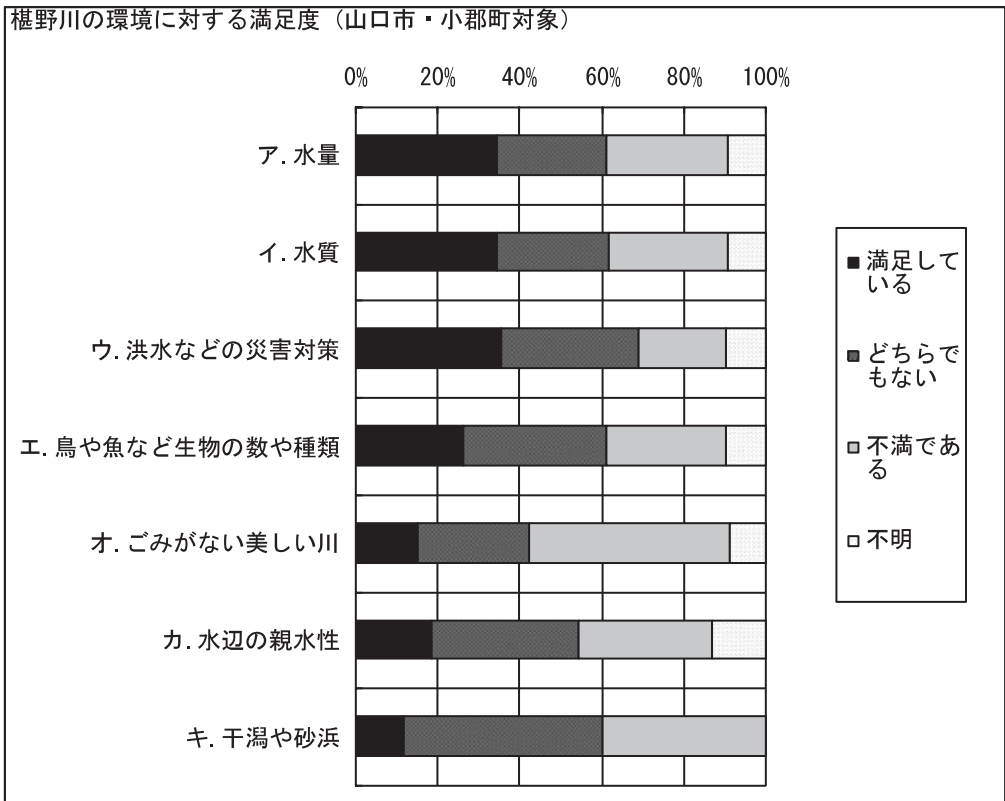
⑤ 川を訪れる目的（最もよく訪れる川：山口市・小郡町のみ）



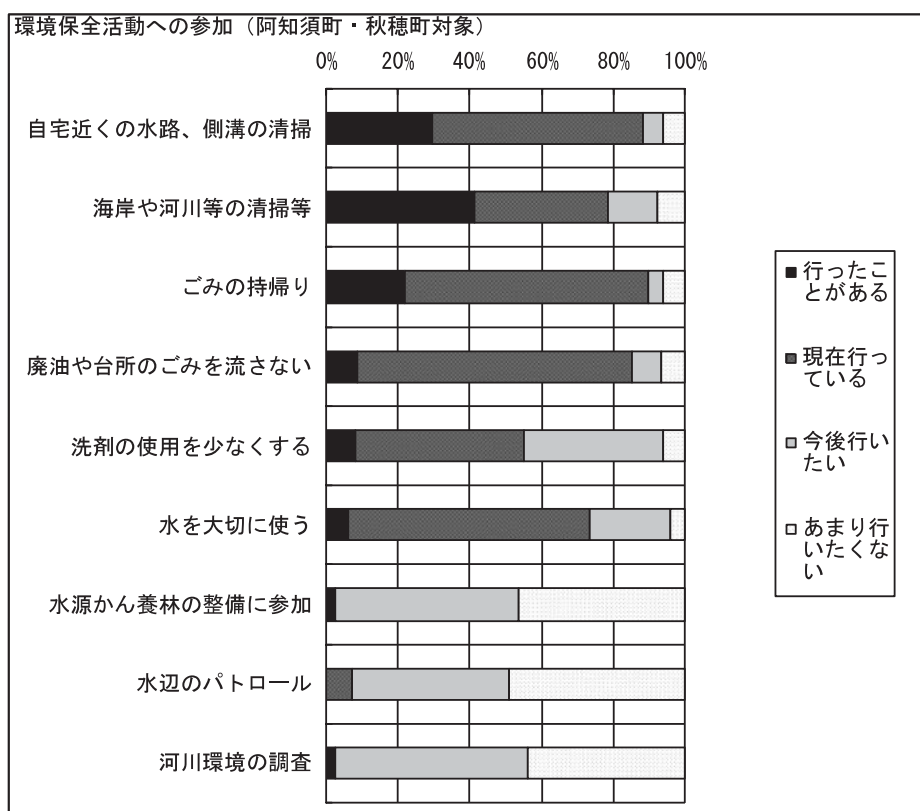
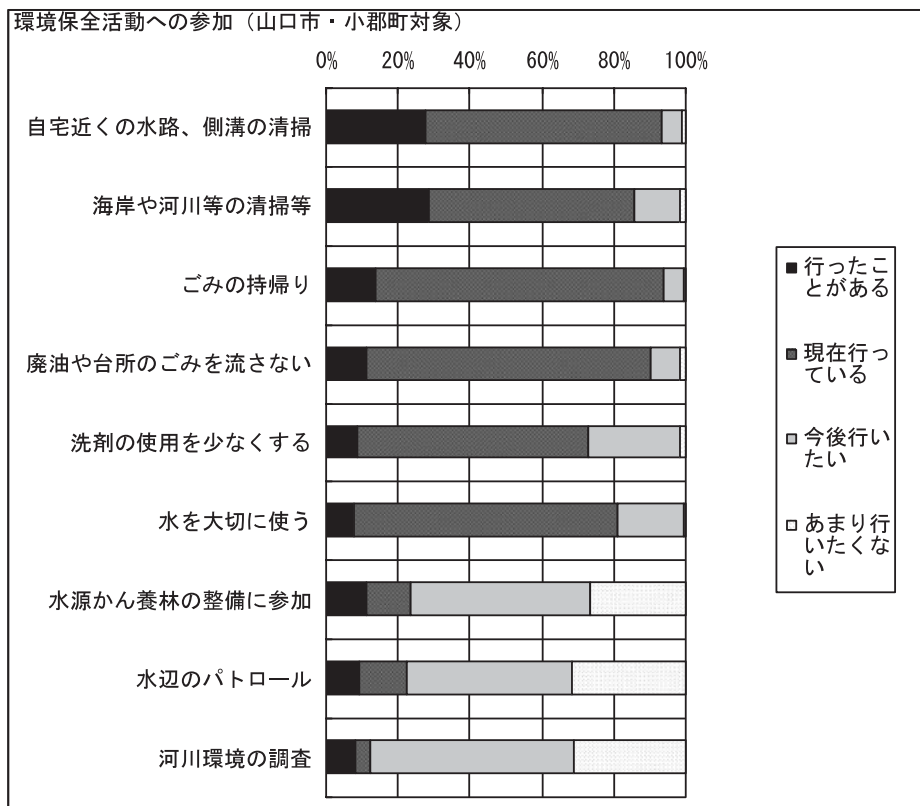
⑥ 榎野川河口や山口湾を訪れる目的と家からの距離（阿知須町・秋穂町のみ）



⑦ 樫野川・山口湾の環境に対する満足度

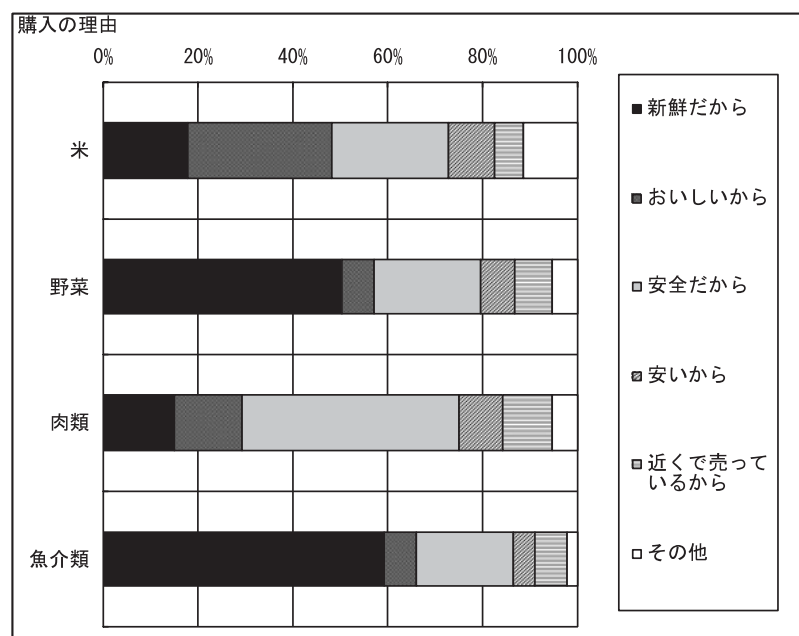
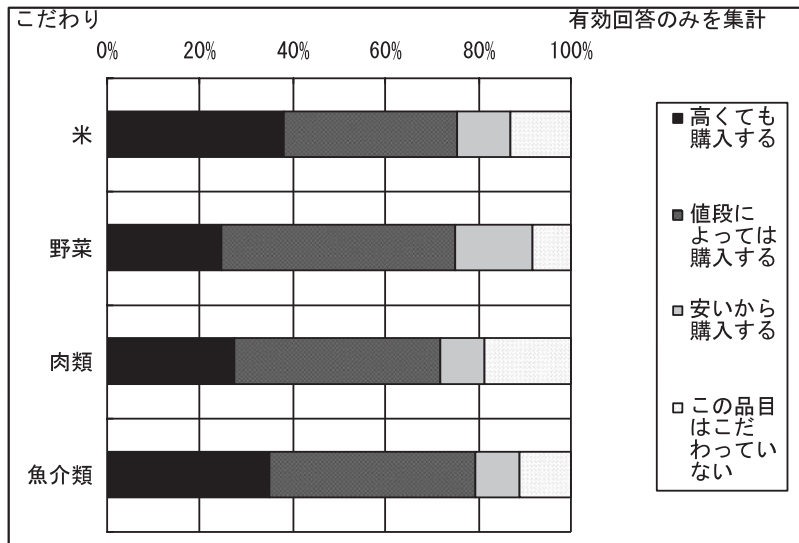
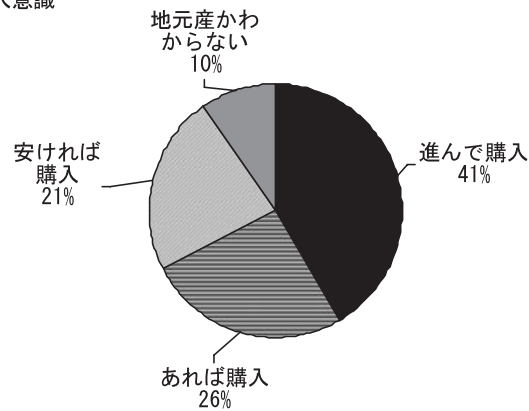


⑧ 川や海に関連する環境保全活動の参加状況



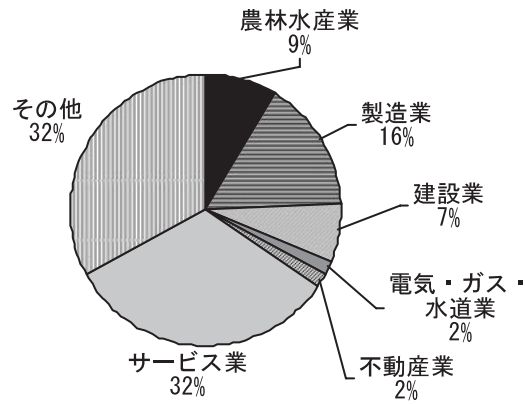
⑨ 地元産の農産・水産物の購入

購入意識

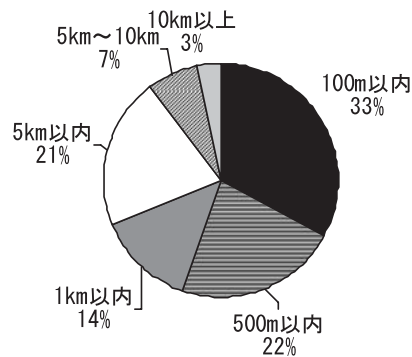
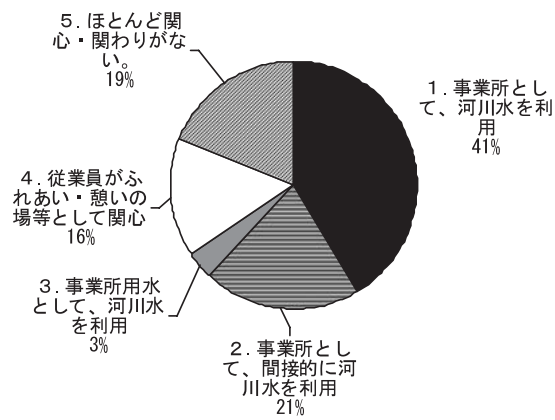


(3) 事業者アンケート結果の概要

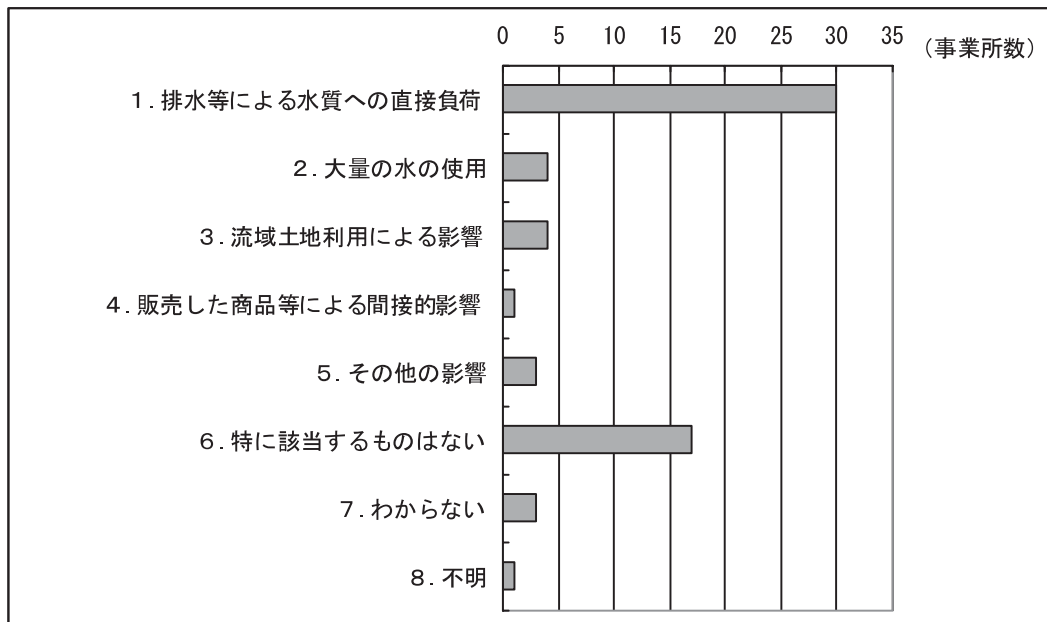
① 業種区分



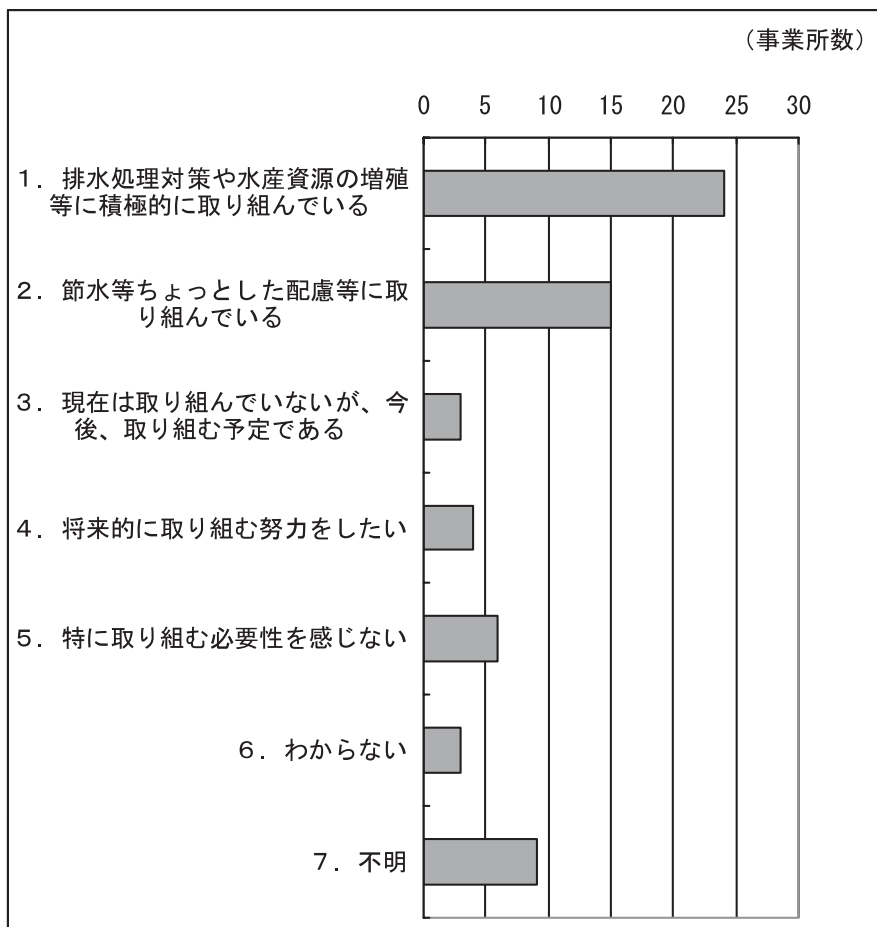
② 榎野川とのかかわりと川からの距離



③ 樺野川に与えている負荷の認識



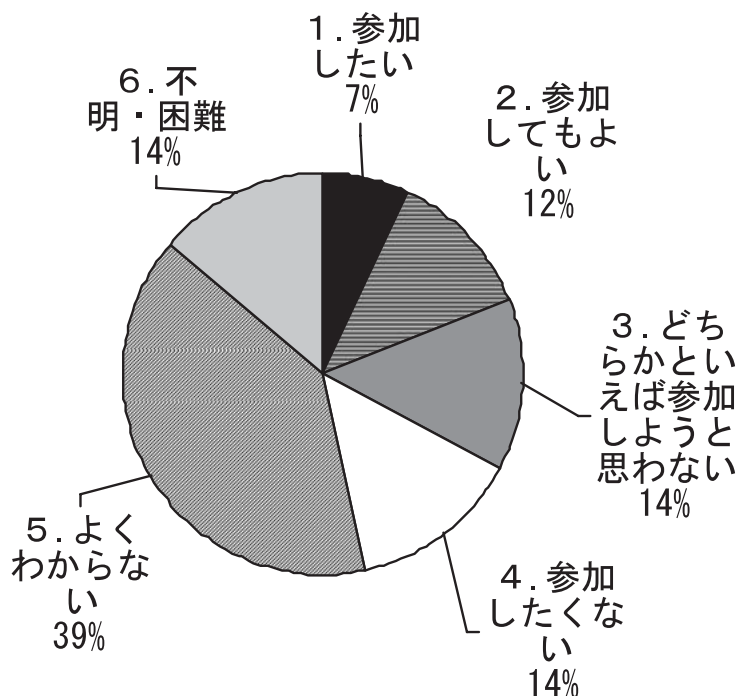
④ 負荷・影響削減のための取組・努力



⑤ 負荷の削減・環境改善への貢献等に取り組む上での課題等

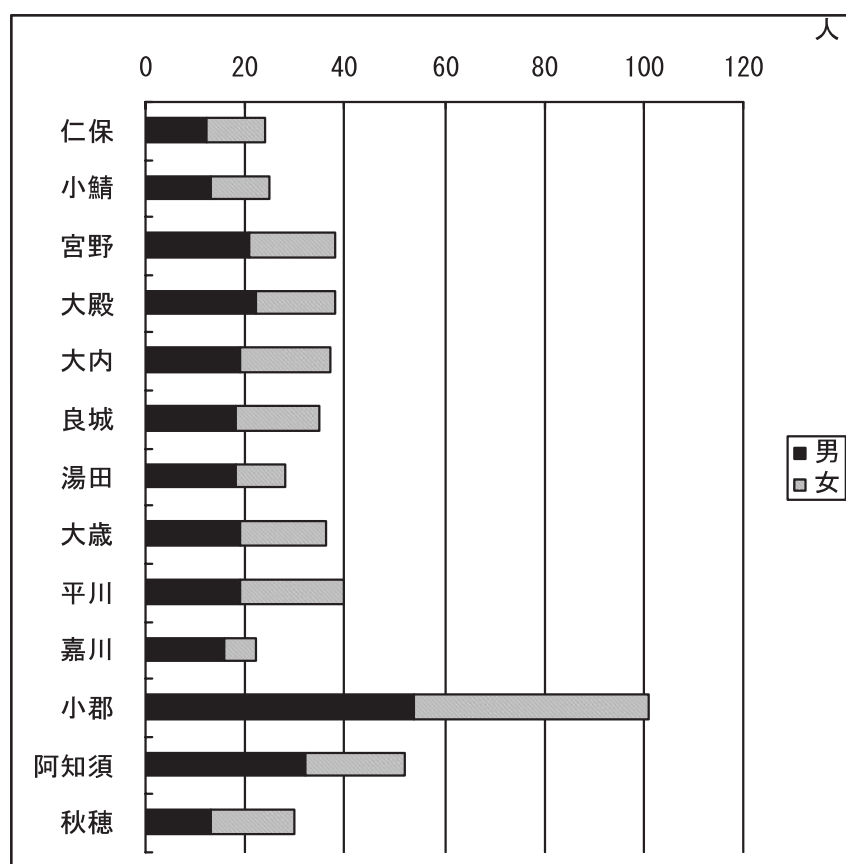
負荷の削減や環境改善への貢献等に取り組む上での問題点、課題（行政への要望）等
近年、雨が降ると一時的に水量が増え、一日経てば元通りの水量になる。森林やその流域において保水機能が全くないような気がする。森林の荒廃の問題、減反の問題等、多々あると思われるが、広範囲な流域を持つ森林の裸地化（地表）は早急に改善する必要がある。
当事業所は山間部にあり、樺野川流域に位置することを今回のアンケートで知りました。当社で現在協力できることはないと思いますが、将来的に当施設を利用してシンポジウム等を開催していただければ、いくらかのご協力も可能かと思えます。
ゴミの不法投棄対策 放置自動車対策 下水道への排出水にかかる各種規制の徹底
県と市の立場は違うと思いますが、山口市における湯田温泉の役割というのはゼロじゃないかと思いたくなるほど、観光に対する支援がないように感じます。もちろん湯田が一つにまとまらず、盛り上がり欠けるという部分もありますが・・・。
豊かな森作りのPR 公共下水の100%普及 河川改修 公共下水道の施設
下水道設備の早期実現（各市町村）
下水道の全地域完備

⑥ 地域通貨の導入や参加の意向



(4) 小学生アンケート結果の概要（各学校の5年生を対象）

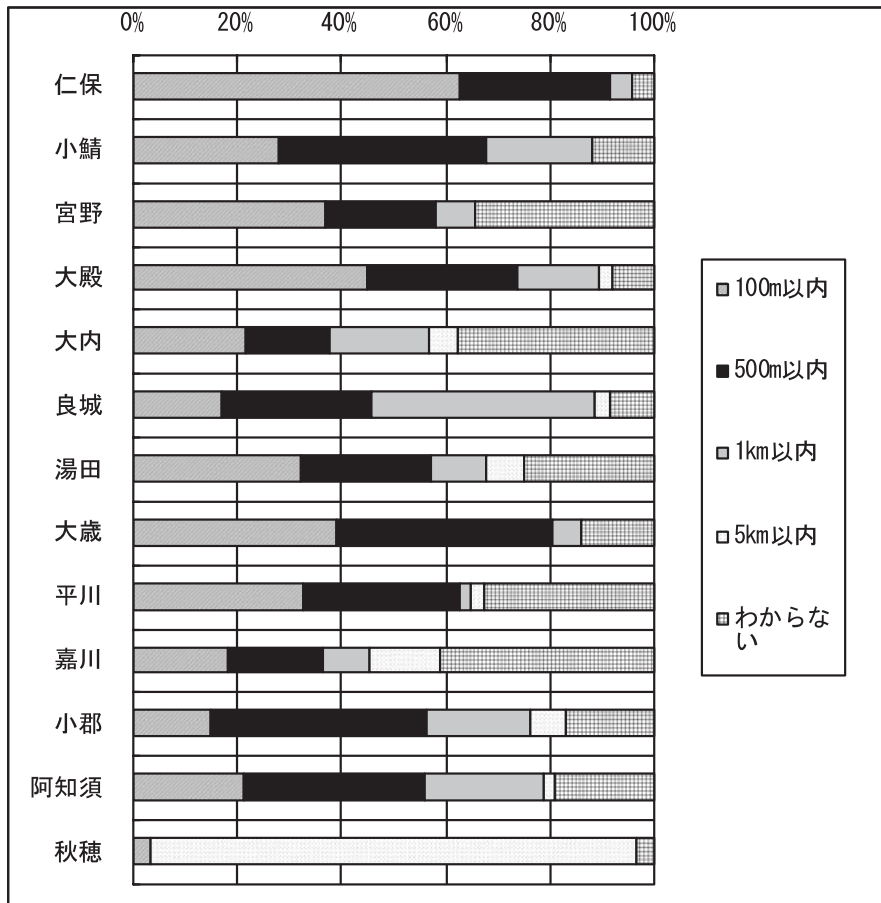
① 調査対象小学校と回答数



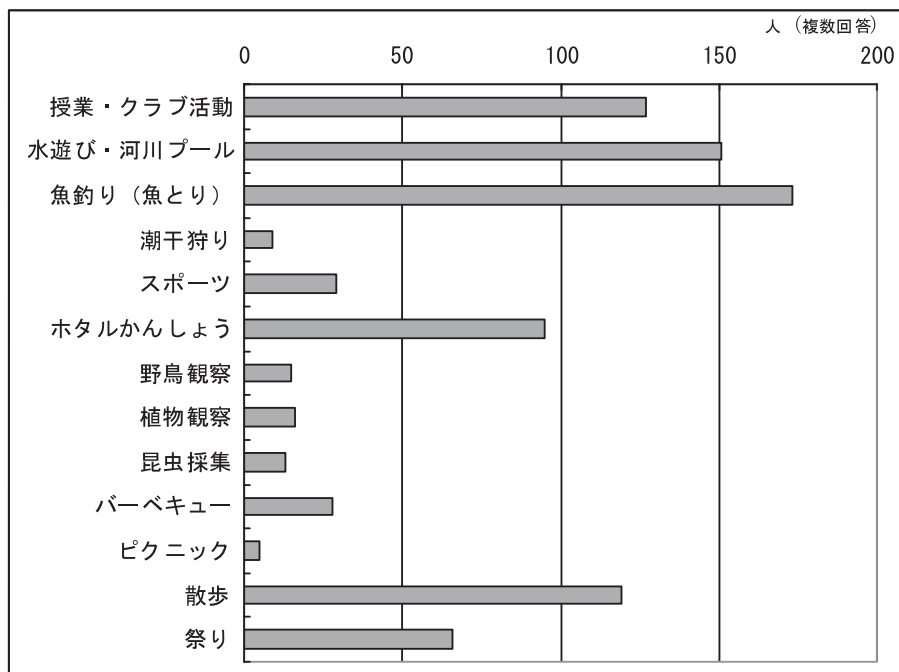
② 家から一番近い川

河川名	本流	干見折川	四十八瀬川	山田川	鍛冶畑川	茶屋川	九田川	浅田川	吉敷川	木崎川	錦川	前田川	一の坂川	仁保川	浅地川	牧川	坂本川	並山川	石坂川	問田川	管内川	小鯖川	古甲川	油川	金山川	山口湾	その他	わからない	
仁保														15	2	1	4										1	3	
小鯖																				21		4							
宮野	20							1															2				1	16	
大殿	4											19											1	12				2	
大内	1												33														1	3	
良城								33	2																				
湯田	1										6	12	1														1	7	
大歳	26							6																				5	
平川	7						22																				4	7	
嘉川		15																										7	
小郡	55	2	46	2	1																							8	
阿知須																	1										3	39	10
秋穂																										30			

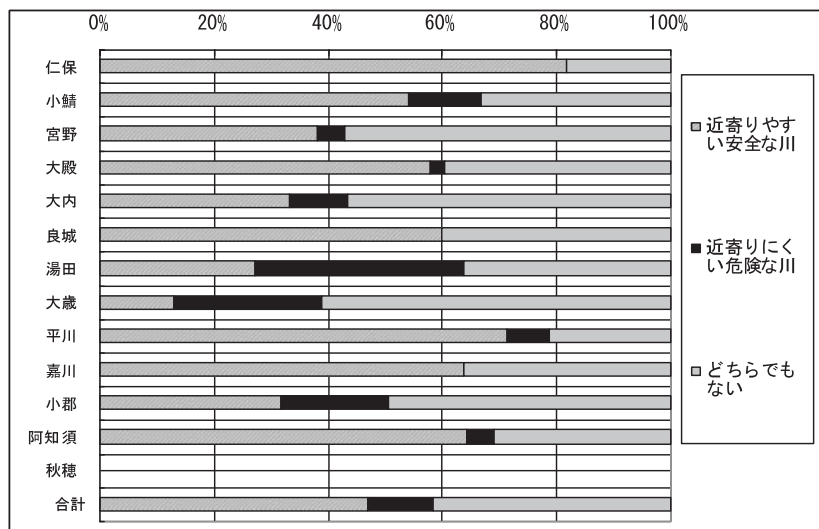
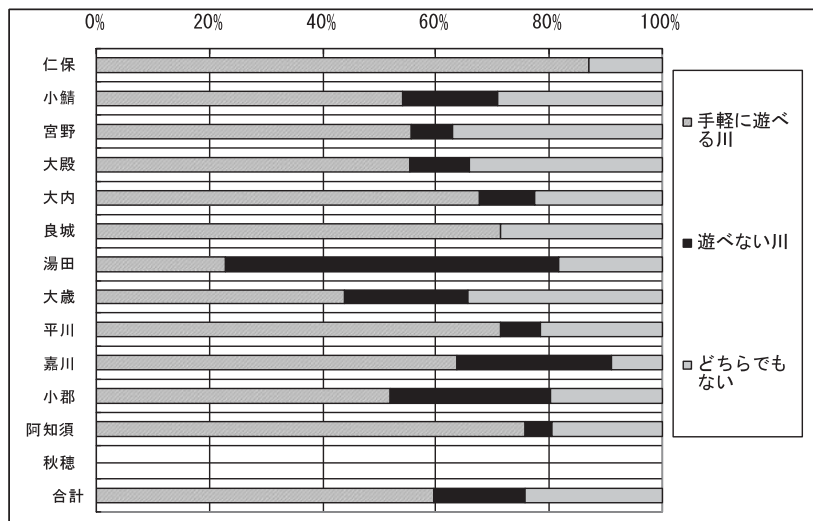
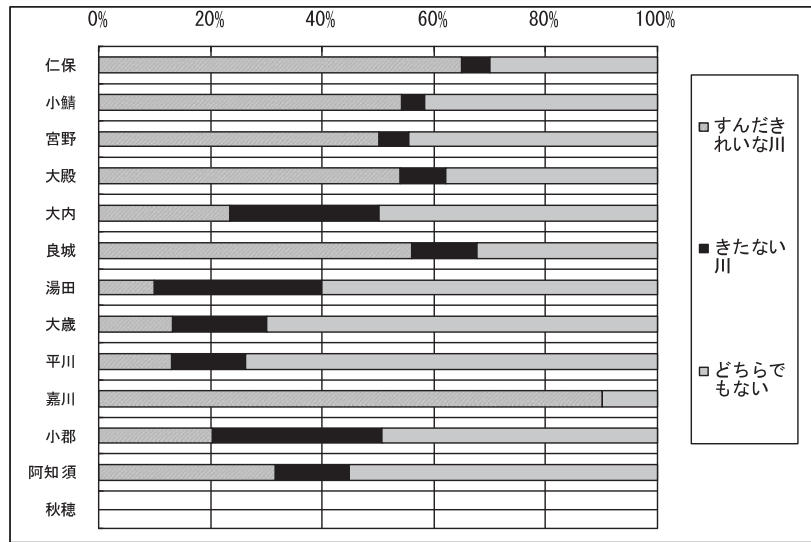
③ 家から川までの距離

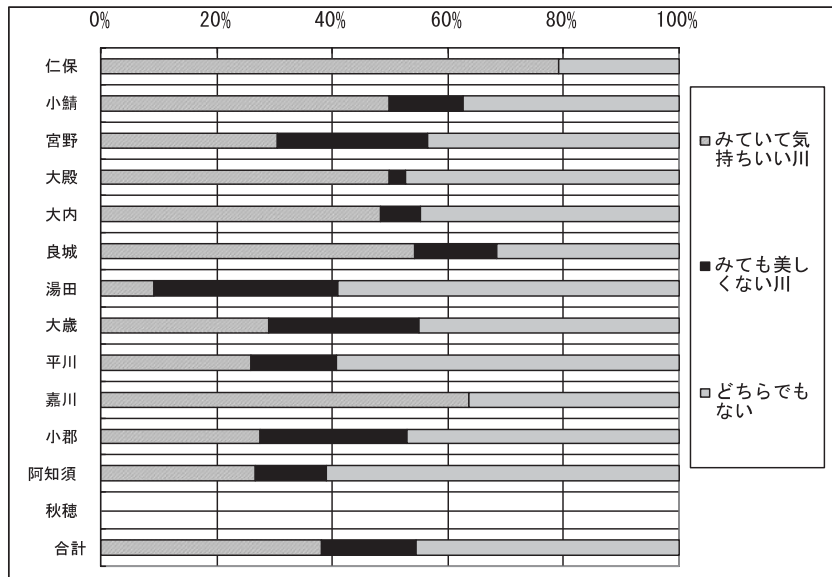
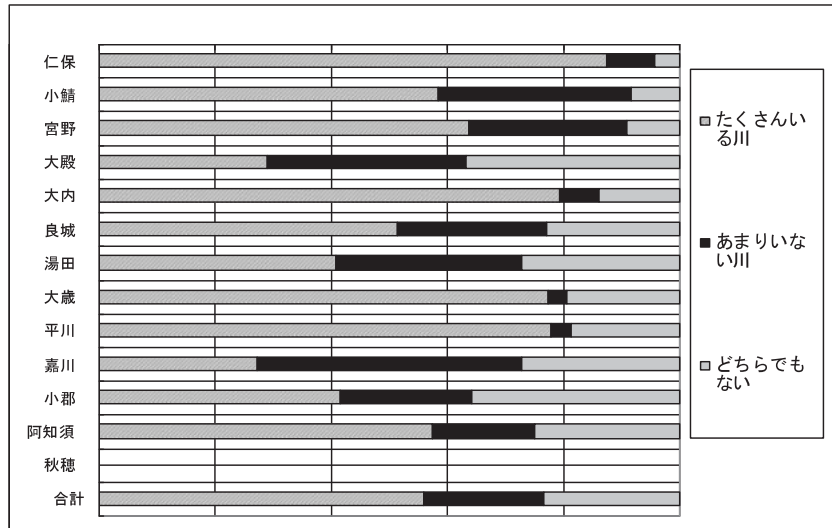


④ 川で行うこと

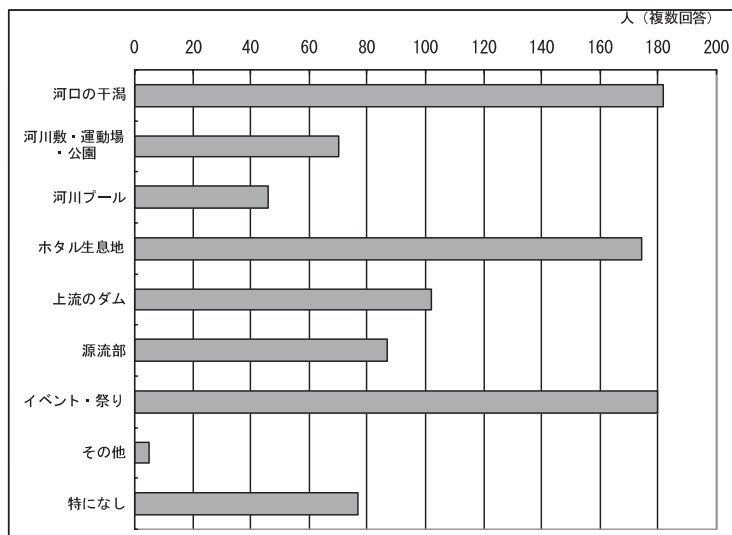


⑤ 身近な川に対する印象

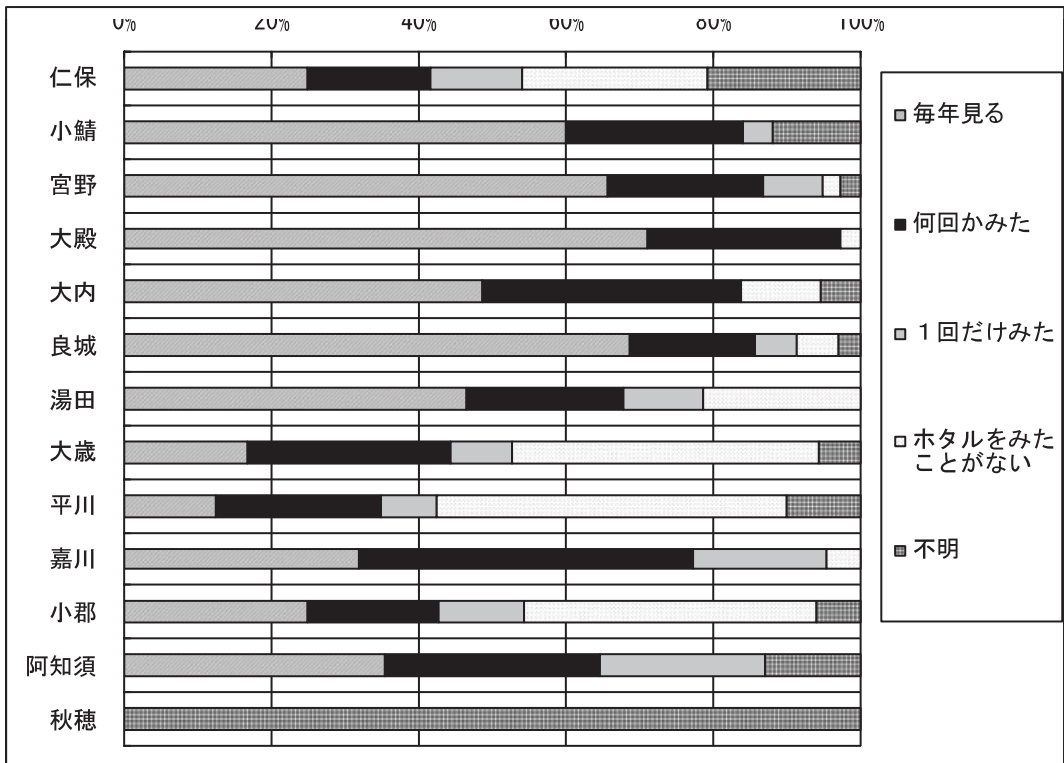




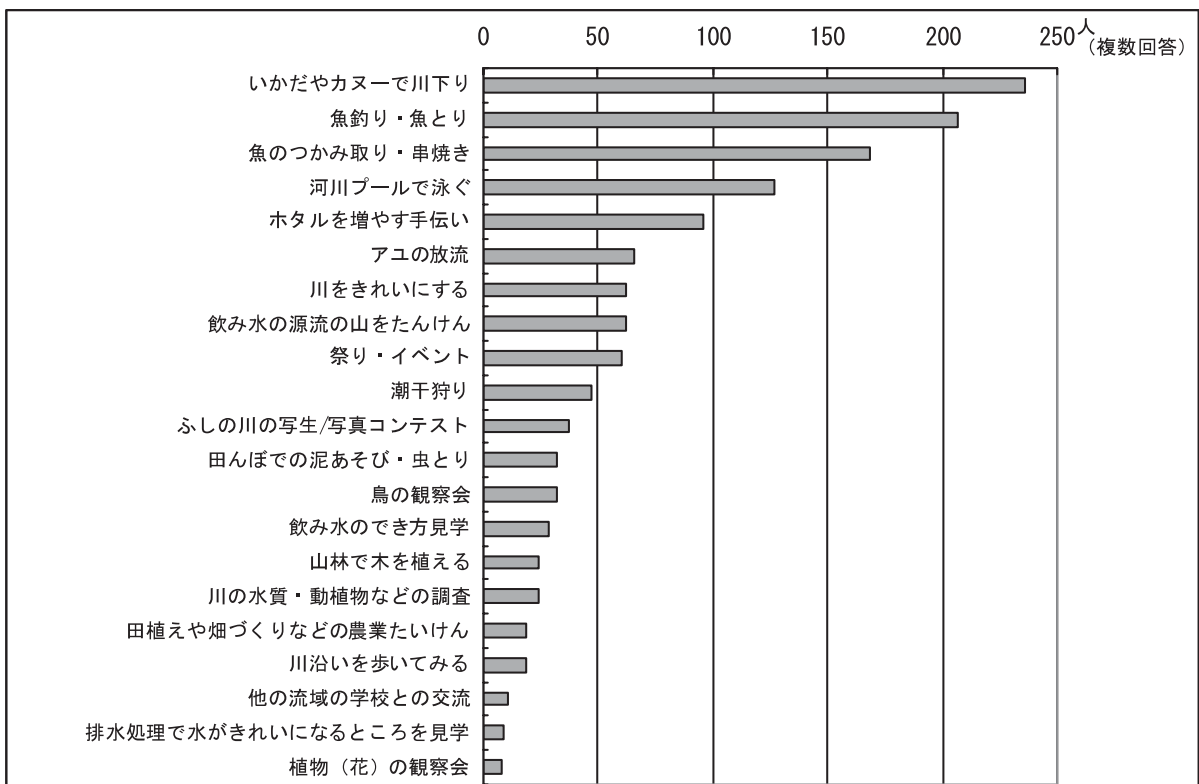
⑥ 榎野川流域で行ったことがある場所



⑦ 野外でホタル見たことがある割合



⑧ 川や川の近くでやってみたいこと



(5) 関係団体・NPO等ヒアリング・アンケート結果の概要

① 榎野川の不満な点について

- ・夏季流水が途絶えるなどの水量が少ない。
- ・昔はもっときれいな気がする。川の淀んだところもあり水が汚い。
- ・野鳥の生息数が減少しているし、外来種の影響と思われるカイツブリなどの営巣、繁殖の減少がある。
- ・家庭ゴミの不法投棄や通行人がゴミを捨てる。空き缶・ビニル袋等がとにかく多い。
- ・ツルヨシが繁茂していて親水性がなくなっている。
- ・3面コンクリートでは子供達が川遊びする所もない。
- ・生活排水の問題があるのではないか。一人一人が生活排水に与える影響について考える必要がある。

② 榎野川のあるべき姿（魅力）について

- ・榎野川全てでホタルが飛び交い人と自然が調和されている。
- ・川面を眺めると心が和み、癒される川が望ましい。
- ・きれいな水、土、空気に覆われ、いやし、いこいの場であること。
- ・治水も大事であるが、「水」に憩いを求める人たちが利用できる様な川づくりが必要だと思う。
- ・きれいな水質で鳥や魚などがよく集まりそしてそこに地域住民がいこいややすらぎを求めて集う姿
- ・多様な生物の生息する環境を守りたい。

③ あるべき姿にするための行動

- ・不法投棄を無くし、家庭ゴミは分別合い出す。市民一人一人が監視する。パトロール隊を結成する。
- ・田畑の荒廃と無関係でないと感じている。
- ・松喰虫林の整備。
- ・堰の整備。
- ・堰はすべて廃止してほしい。

④ 流域の住民に期待することについて

- ・クリーンキャンペーン等の実践活動を通じて「まちづくり」に繋げていく。
- ・野生生物にかかわりすぎない様にしてほしい（餌付けなど）。
- ・（入会して会費を払ってもらい）会の経済的自立に一層の力添えを期待。
- ・川を汚さないようにする。
- ・ホタルの時期以外も大切にする。
- ・一人一人が榎野川の水質に関心を持ち、自分たちの毎日出す生活排水の改善に取り組んでほしい。
- ・地域通貨によるボランティア活動の推進。
- ・道の駅の充実。
- ・地域コミュニケーション形成の為に支援（メールマガジン等）。

⑤ 行政へ要望したい支援

- ・活動への支援（資材・資金の補助）：5団体
- ・親水公園・河川プール等の水辺の整理：4団体
- ・立場の異なる水環境に係わる関係者の協議（調整）の場の設定：4団体

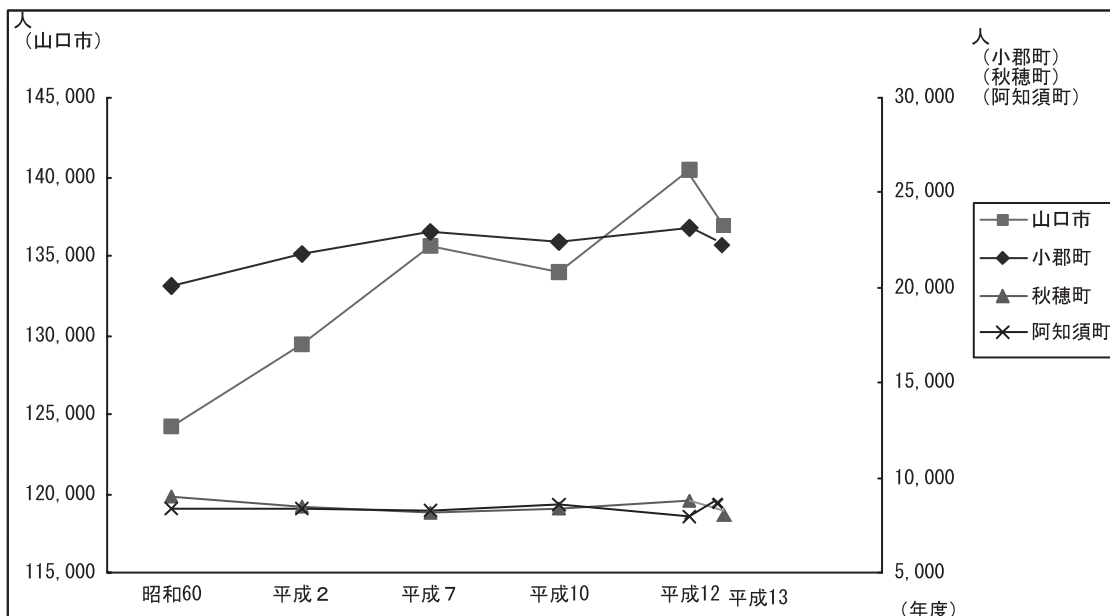
⑥これから力をいれていきたい活動

- ・地域（住民・事業者・行政）に向けた、環境学習プログラムの提供：5団体
- ・他団体との協力・連携による地域・流域での取り組み：5団体
- ・榎野川の環境保全のための計画づくり（行政の施策決定）への参加：5団体
- ・榎野川への関心を持ってもらうためのイベントの実施：4団体

⑦ 流域活動で興味があるもの

- ・流域活動のネットワークづくりへの参加：4団体
- ・流域での上下交流イベントへの参加：4団体

(6) 現況関連データ



図資 2-1 流域 4 市町の人口推移 (全国市町村要覧)

表資 2-1 市町別土地利用状況および林野率 (平成 12 年度山口県林業統計要覧)

県・市町	総土地面積 (ha)	林野 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	牧草地 (ha)	その他 (ha)	林野率
山口県	611,045	434,614	43,848	4,874	5,270	478	121,963	71%
山口市	35,690	23,032	4,480	240	68	10	7,860	65%
小郡町	3,340	2,108	202	9	4	2	1,015	63%
秋穂町	2,409	881	472	82	34	-	940	37%
阿知須町	2,549	778	463	60	22	-	1,226	31%
流域計	43,988	26,799	5,617	391	128	12	11,041	61%

表資 2-2 市町別、経営形態別森林面積 (平成 12 年度山口県林業統計要覧)

県・市町	総数 (ha)	国有林		公団・公社造林		公有林		私有林			
		合計 (ha)	(%)	(ha)	(%)	合計 (ha)	(%)	私有林合計 (ha)	(%)	私有林のうち個人所有林 (ha)	(%)
山口県	433,265	11,564	3%	22,921	5%	55,948	13%	342,830	79%	286,748	66%
山口市	23,010	584	3%	933	4%	4,600	20%	16,893	73%	12,389	54%
小郡町	2,105	-	-	92	4%	365	17%	1,647	78%	1,274	61%
秋穂町	881	-	-	-	-	25	3%	856	97%	465	53%
阿知須町	778	-	-	-	-	43	6%	736	95%	272	35%
流域計	26,774	584	2%	1,025	4%	5,033	19%	20,132	75%	14,400	54%

表資 2-3 流域の保安林の面積（平成 12 年度山口県林業統計要覧）

単位：ha

県・市町	総数	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	干害防備	防火	魚つき	その他
山口県	95,961	63,330	28,576	93	413	13	1,471	2,065
山口市	7,567	4,015	3,489	4	55	4		
小郡町	127		127					
秋穂町	418		414				4	
阿知須町	577		577					
流域計	8,689	4,015	4,607	4	55	4	4	

表資 2-4 山口市の木材（素材）需給量の推移
（平成 12 年度山口県林業統計要覧・森林組合データ）

単位：千m³

年次	総数	国産材			外材	県産材率 (%)
		自県材	他県材	小計		
昭和50年	1,577	365	28	393	1,184	23.15
昭和60年	1,433	363	46	409	1,024	25.33
平成2年	1,198	305	35	340	858	25.46
平成10年	590	177	14	191	399	30.00
平成11年	574	163	16	179	395	28.40
平成12年	580	163	14	177	403	28.10

表資 2-5 山口市の間伐実績（山口中央森林組合データ）

単位：ha

	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成10年	平成11年	平成12年
間伐	—	3,141	4,009	4,016	4,077	4,500

表資 2-6 市町村別上位 5 品目の農業粗生産額

順位 自治体 (県内順位)	1位 (構成比%)	2位	3位	4位	5位
山口県 (56市町村計)	米 (40.7)	鶏卵 (9.6)	肉用牛 (6.7)	生乳 (3.2)	みかん (3.0)
山口市 (1位)	米 (60.7)	いちご (4.6)	生乳 (3.7)	小麦 (2.6)	キャベツ (2.6)
小郡町 (50位)	米 (53.6)	鉢物類 (-)	カーネーション (-)	はちみつ (-)	ねぎ (3.6)
秋穂町 (36位)	米 (56.9)	キャベツ (8.3)	たまねぎ (6.9)	トマト (5.6)	いちご (5.6)
阿知須町 (42位)	米 (55.9)	肉用牛 (13.6)	いちご (3.4)	かぼちゃ (3.4)	きく (1.7)

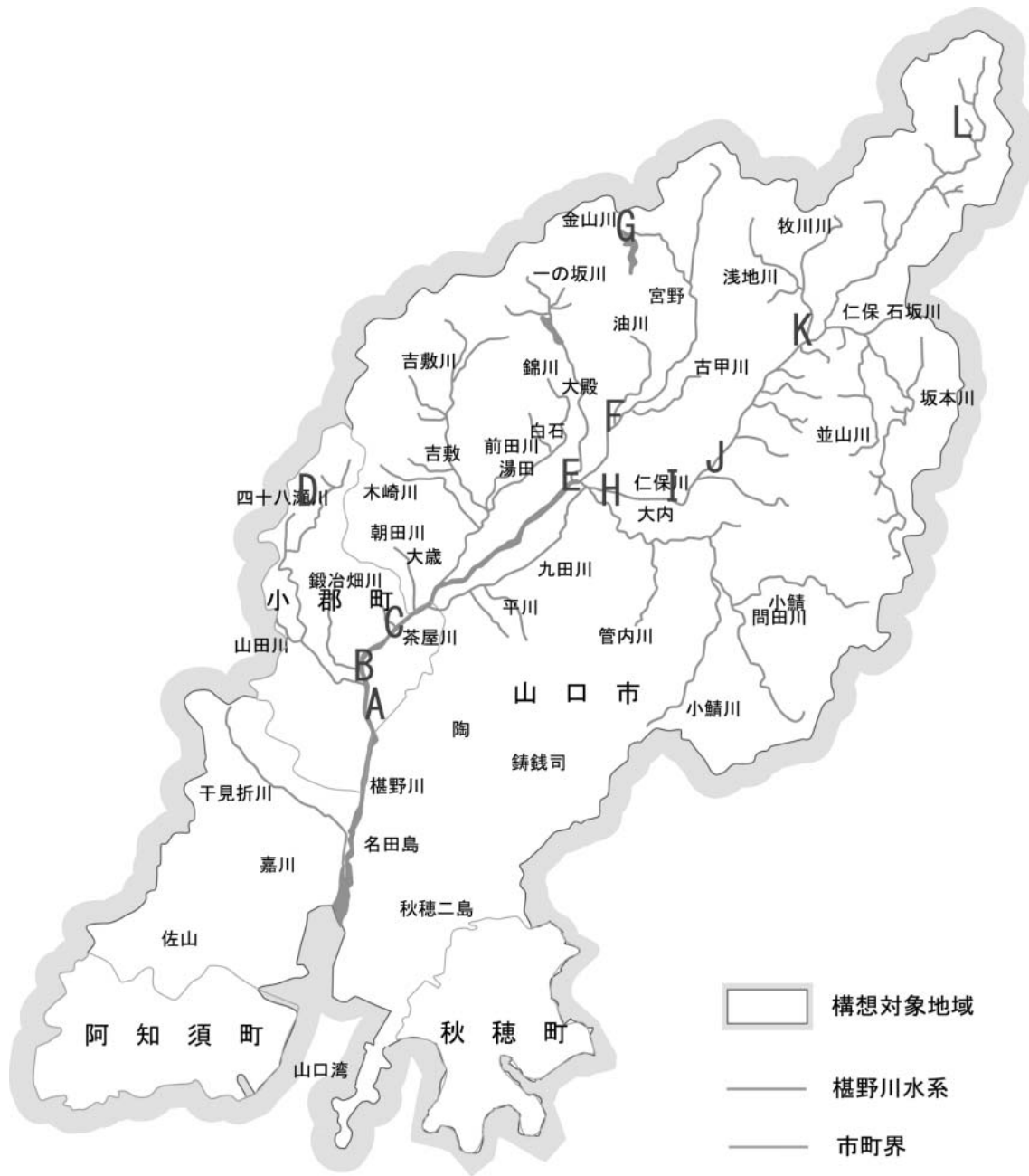
表資 2-7 平成 12 年漁獲量（農林水産統計年報）

単位：t

県・市町	合計	魚類	えび類	かに類	いか類	たこ類	なまこ類	貝類	その他
山口県	60,343	45,216	2,461	289	5,605	1,142	884	3,650	1,096
山口市	269	83	85	26	28	21	15	6	5
秋穂町	969	287	420	63	55	63	47	18	16
阿知須町	7	6	0	0	0	0	0	0	1
流域計	1,245	376	505	89	83	84	62	24	22

表資 2-8 榎野川流域確認魚類一覧

種 名	確認地点（図資2-2に対応）											
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
ヤマメ（移植）							●					
アマゴ							●					●
カワムツ				●	●	●	●	●	●	●	●	
オイカワ			●		●	●		●	●	●		
ウグイ	●	●	●		●							
タカハヤ				●			●					●
ワタカ		●										
ホンモロコ									●	●		
タモロコ					●			●				
ムギツク			●		●	●		●	●	●	●	
ビワヒガイ		●	●									
カマツカ			●		●	●		●	●	●	●	
スゴモロコ			●									
デメモロコ		●										
イトモロコ					●	●		●		●		
ズナガニゴイ			●		●							
ニゴイ	●	●	●									
コイ		●				●						
ゲンゴロウブナ	●	●										
ギンブナ	●	●			●				●	●		
タイリクバラタナゴ			●									
ヤマトシマドジョウ										●		
ギギ		●						●	●	●		
アカザ												●
オヤニラミ				●	●				●	●	●	
オオクチバス		●	●									
ドンコ				●	●	●	●	●			●	
カワヨシノボリ				●		●	●				●	●
カジカ（陸封型）												●
ウナギ		●										
アユ			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
シマヨシノボリ			●	●				●	●	●		
クロヨシノボリ				●	●					●	●	
オオヨシノボリ				●						●		
ヨシノボリ類				●	●			●	●	●	●	●
チチブ	●	●										
コノシロ	●	●										
ボラ	●	●										
メナダ	●	●										
スズキ	●	●										
ヒイラギ	●	●										
クロダイ	●											
シマハゼ		●										
ドロメ	●											
マハゼ	●											
マゴチ	●											



図資 2-2 榎野川流域魚類確認位置（溪流再発見榎野川ウォッチング）

3 用語の解説

(あ)

赤潮

海中のプランクトンが大量増殖、集積して、海水が赤褐色を呈する現象で、漁業被害をもたらすことがあります。

エコツーリズム

エコツーリズムの定義は各関連団体位によって多少異なりますが、「自然保護の考えに立った観光」のことです。日本エコツーリズム推進協議会は、①環境の保全②旅行の推進③地域経済の活性化の3点をエコツーリズムの目的として定義しています。

(か)

河川プール

上流域の仁保地区等の川沿いに設置されたプールで、プールの水に川の水を引き込んで利用しています。

河川流量（豊水、平水、低水）

河川のある断面を、単位時間に流下する水量を河川流量といいます。わが国では河川の水位の定義にそって、河川流量を定義し、渇水流量、低水流量、平水流量、洪水流量、および豊水流量（年間95日を下らない流量）などを用いています。

「河川の水位」とは、ある基準から測定された河川の水面の高さで、水位は次のように定義されます。

渇水位：年間355日は、それよりも下がらない水位。

低水位：年間275日は、それよりも下がらない水位。

平水位：1年中で、それよりも高い水位の日数と低い水位の日数が等しい水位。

高水位：毎年1～2回起こる程度の出水時の水位。

洪水位：数年に1回程度の洪水の水位。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標を「環境基準」といいます。

現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められています。

高度処理

汚水廃水に含まれる栄養塩類である窒素やリンを今まで以上に除去する処理方式のことを高度処理（三次処理までを含んだもの）といいます。

一次処理：流入汚泥を物理的処理により、沈殿性浮遊物を除去することをいいます。一次処理は、二次処理装置へ移行する負荷を軽減させることを目的としています。

二次処理：消化処理、化学処理による一次処理に対して、活性汚泥処理、散水濾床処理がこれに相当します。

三次処理：廃水の二次処理で得られた処理水を放流することなく再生水または、循環使用するための高度処理再生水を得るための三次処理には、活性炭処理、イオン交換法、逆浸透法などがあります。

洪水ハザードマップ

想定される洪水により被害の及ぶ範囲や、避難場所、避難路などの防災情報を示した地図のことです。

グリーンツーリズム

農山漁村などに滞在し、その地域の農林漁業を体験したり自然・文化・人々との交流を楽しむ旅行をグリーンツーリズムといいます。

(さ)

産業廃棄物（一般廃棄物）

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた 19 種類の廃棄物をいいます。これに対して一般廃棄物とは、放射性廃棄物および産業廃棄物以外の廃棄物（ごみ）のことです。ごみは一般家庭から排出される生活系廃棄物、事務所・商店などからの事業系廃棄物およびし尿などの液状廃棄物に分類されます。

1／30確率

30年に1度程度の確率で降る雨の規模のことです。例えば「30年に1回の洪水」というのは、30年に1回の確率で起こる雨、すなわち降雨量があったときに、河川に流出してくる水の量、すなわち流量のことを言います。集められた雨量データから、それぞれの年の日雨量で最大のものをその年の雨量として、30のうち29は起こらない(=30のうち1は起こりうる)という確率計算をすることで、30年に1回の確率で起こる降雨量を求めます。

COD（化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化されるときに消費される酸素量。この数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示します。環境基準では海域や湖沼の汚濁指標として採用されています。

自然再生

自然再生推進法によると、自然再生とは「過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。」と定義されています。

集落排水処理施設

集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水等を処理することを目的に整備された施設のことです。

浄化槽

家庭用の小型浄化槽には、し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水の両方を合わせて処理する合併処理浄化槽とがありましたが、浄化槽法の改正（平成13年4月1日施行）により、単独処理浄化槽の新設が禁止されました。

水系と河川等級（一級河川、二級河川）

水源から河口にいたるまでの本川と支川の集合を「水系」と言います。河川法では、国土保全や経済的な観点から「一級水系」と「二級水系」に分類されます。「一級河川」は、一級水系のうち国土交通大臣が指定した部分で原則として国土交通省が管理します（部分的に管理の一部を都道府県知事に委任した指定区間もあります）。「二級河川」は二級水系のうち都道府県知事が指定したもので、主に各地方自治体が管理します。

生活雑排水

炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴い排出される排水のことです（浄化槽排水を除く）。

生活排水処理率

下水道、農業・漁業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口を住民基本台帳人口で除して求めた率のことです。

生物多様性

生物多様性条約によると「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されています。

全窒素

無機態窒素と有機態窒素の合計で、環境基準では海域や湖沼の汚濁指標として採用されています。

全リン

有機リンと無機リンの合計で、環境基準では海域や湖沼の汚濁指標として採用されています。

(た)

タンクモデル

雨が降ると、雨水は地面に染み込んだり、川に流れ込んだりします。その水の流れ（流量等）を水槽（タンク）に入る量や、出ていく量などの形に単純化して、モデル化したものを「タンクモデル」といいます。

地域通貨

国が発行する日本円や米ドル、ユーロなどの「法定通貨」とは違い、コミュニティが独自に発行し、ものやサービスを特定の地域やグループの中で循環させることにより、市場では成り立ちにくい価値を支えていくための通貨およびそのシステムを表すものです。

地産・地消

地元で生産された農林水産物を地元で消費することを言います。

(な)

NPO

“Nonprofit Organization” の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳すことができます。学校、病院、老人ホームなどを経営する事業型 NPO、そうした活動に資金提供を行う助成財団、環境問題やまちづくりなど社会問題に取り組んだり、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。

利益を得ることを目的とする組織である企業に対し、NPO は社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。

二級河川

→水系と河川等級（一級河川、二級河川）を参照してください。

(は)

バイオマスエネルギー

植物などの生物体（バイオマス）によって蓄えられた有機物をエネルギーとして利用することを言います。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、バイオマスについては「動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）」と定義されています。

BOD（生物科学的酸素要求量）

水中の汚濁物質（主として有機物）が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量。この数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示します。環境基準では河川の汚濁指標として採用されています。

ビオトープ

ギリシャ語の Bios（生命）+Topos（場所）が、ドイツ語の Bio（生き物）+Top（場所）を意味する言葉として、Biotope（＝「生き物の住む空間」）の言葉となったドイツ語の合成語です。

その地域ならではの野生の生きものが暮らす、均質である程度まとまった場所のことで、広い意味で捉えれば森林や海洋などもビオトープと言えます。

ヒートアイランド現象

人間活動の活発な都市部で冷房などの排熱やコンクリート、アスファルトで覆われた地表面やビルの壁面に吸収された太陽熱で、周辺郊外に比べてちょうど島のように気温が高くなる現象です。

富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域で、工場排水、家庭排水、農業排水などの流入により、水中の栄養塩類である窒素、リンなどが増加し、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいいます。海域における赤潮の原因の一つとされています。

フィールドミュージアム

自然環境や歴史・文化資源などを活かして、町や地域全体を野外博物館として捉える考え方です。

（ま）

モータリゼーション

自動車が普及し、人々の生活の中で広く利用されるようになる現象のことです。

水の循環

降った雨が地表や水面から蒸発し、上空で冷やされて再び雨になるといった繰り返しを自然の水循環といいます。また、都市部では水道や下水道等、都市活動に伴う人工的な水循環系があります。

（や）

山口方式

本県の特性を活かした山口県の独創的な取り組みのことで、「やまぐち情報スーパーネットワークの推進」「ごみゼロ社会づくり」「森・川・海の共生」「夢つなぐ学び舎づくり」「生涯現役社会づくり」「新産業創造」などがあります。

（ら）

林齢

樹木の年齢のことです。植林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数えます。1齢級とは1～5年生の樹林のことで、例えば5齢級というのは21～25年生の樹林を表します。